

平成 30 年 12 月 14 日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
代表理事 片山 登志子 様  
(ご担当 袋井様)

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 18 号  
株式会社証券ジャパン  
取締役社長 島田 秀一



## ご 回 答

前略 貴団体から弊社宛の平成 30 年 11 月 29 日付「要請書」に対し、以下のとおりご回答申し上げます。

### 1. 弊社ホームページ上の外国株式国内店頭取引における費用等の表示について

弊社では外国株式国内店頭取引に関しお客様にご負担いただく「コスト」につきましては、これまでホームページ上ではご指摘のとおり「国内店頭取引の取引価格には、手数料相当額や諸費用といった取引に必要なコストが含まれているため、別途手数料等はありません。」と表示しております。

ただし、実際に外国株取引を開始されようとするお客様に対しては、「外国株式取引に関する説明事項」をお渡しし、その中で「弊社の店頭価格は、主たる取引所の直近の出来値・気配値を基準に、合理的かつ適正な方法で算出した社内基準価格を仲値として、原則として、仲値に 3%を加えた価格を販売価格（お客様の購入単価）、2%を減じた価格を買い取り価格（お客様の売却単価）としています。」と記載し、取引に必要なコストはこの取引価格に含まれている旨をご説明しております。

(別添「外国株式取引に関する説明事項」ご参照)

## 2. 今後の対応

今般貴団体から「要請書」を頂戴したことを踏まえ、ホームページ上の表示を再検討した結果、弊社としましては、お客様が他の証券会社と弊社との比較をしやすいように、また、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」の主旨やきめ細かな情報提供の観点等に鑑み、上記「外国株式取引に関する説明事項」において記載している外国株式国内店頭取引の取引価格の算出方法について、弊社ホームページ上にも表示することといたします。

具体的には平成 31 年 1 月 4 日より、下記内容をホームページに表示する予定です。

弊社の国内店頭取引の取引価格は、主たる取引所の直近の出来値・気配値を基準に、合理的かつ適正な方法で算出した社内基準価格を仲値として、原則として、仲値に 3% を加えた価格を販売価格（お客様の購入単価）、2% を減じた価格を買い取り価格（お客様の売却単価）としています。取引価格には、手数料相当額や諸費用といった取引に必要なコストが含まれているため、別途手数料はかかりません。

草々

### 【ご質問・お問合わせ先】

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 18 号

株式会社証券ジャパン

執行役員総合企画部長 宰田 靖久

Tel. 03-3668-2286

E-mail. [saida.yasuhisa@secjp.co.jp](mailto:saida.yasuhisa@secjp.co.jp)